## 紀の国わかやま国体水泳(飛込・シンクロ)競技会売店設置要項

#### 1 目的

紀の国わかやま国体水泳(飛込・シンクロ)競技会おもてなし実施計画(平成 25 年 8 月 6 日決定)に基づき、大阪府門真市で開催する紀の国わかやま国体水泳(飛込・シンクロ)競技会(以下「競技会」という。)に参加する選手・監督、役員等の競技会関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、和歌山県並びに門真市及び大阪府(以下「和歌山県等」という。)の郷土物産品等を紹介・販売するために会場内に設置する売店の運営について必要な事項を定める。

#### 2 設置場所、出店数及び設置期間等

- (1) 売店は、原則として競技会場(大阪府立門真スポーツセンター(なみはやドーム)) に設置し、出店数、出店位置及び規模は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会 実行委員会(以下「実行委員会」という。)が現地の状況等を勘案して決定する。
- (2) 設置期間は、原則として次に掲げる競技会の開催期間とする。
  - ア 紀の国わかやま国体水泳 (シンクロ) 競技会

平成27年9月9日(水)

イ 紀の国わかやま国体水泳 (飛込) 競技会

平成27年9月11日(金)~9月13日(日)

## 3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとし、準備・後片付けはこれに含むものとする。ただし、業務の実情に応じて実行委員会が認めた場合に限り開設時間を変更できるものとする。

#### 4 取扱品目等

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又は紀の国わかやま国体マスコットキャラクター「きいちゃん」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本体育協会又は実行委員会の使用承認を受けているもの。

なお、食品については下記(4)と同様の取り扱いとする。

- (2) スポーツ用品
- (3)特產品等

和歌山県等の郷土物産品で、食品については下記(4)と同様の取り扱いとする。

(4) 飲食物

### ア製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

#### イ 現場調理品

大阪府において露店営業許可を受けている者が、その許可条件に従い販売するものであること。

- (5) 写真材料
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

#### 5 出店者の条件

売店の出店者は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店の運営は、大阪府 暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
  - イ 過去に国体出店実績がある者
  - ウ 原則として和歌山県内及び大阪府内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続 している者
  - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3) 出店日から起算して過去1年以内に、法令等に違反して処分を受けていないこと。
- (4) 飲食物販売の出店者については、出店日から起算して過去1年以内に、食中毒等に よる行政処分歴がないこと。
- (5) 原則として、競技会開催期間中、継続して出店することができること。ただし、実行委員会が出店を依頼する売店については、必要に応じて調整をするものとする。
- (6) 出店を申請する者が、反社会的勢力(大阪府暴力団排除条例第2条第2号から第4号に規定する者、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 出店を申請する者が、反社会的勢力を従業員等として使用し、又は雇用していない こと。
- (8) 出店を申請する者が、反社会的勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供しないこと。
- (9) 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 出店申請書の提出時点において、県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこ

と。

- (11) その他関係法令等に適合していること。
- (12) 実行委員会の指示に従えること。

#### 6 保健所等への届出

- (1)飲食物を販売する売店の許可を受けた出店者は、保健所へ食品衛生法に必要な許可申請を行わなければならない。
- (2) その他、出店に際して関係法令等に定める必要な許可申請については、売店の許可 を受けた出店者が責任を持って行わなければならない。

#### 7 出店の条件

- (1) 売店の出店場所は、実行委員会が指定するものとする。
- (2) 売店出店に伴う設備等の基準は以下のとおりとし、実行委員会が準備する。

ア テント (2間×3間) 1張り

イ 長机 8台

ウ 椅子 4脚

なお、上記以外で必要な備品等は、出店者で準備するものとする。

- (3) 前号の実行委員会が準備する設備等の設置及び撤去については、実行委員会が行う。
- (4) 会場内の電力は使用できないものとする。

## 8 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置及び撤去に要する経費相当分として次に掲げる出店料を負担する。ただし、実行委員会の依頼を受けて出店する者等、実行委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

出店料(2間×3間1張) 2,500円/日

## 9 出店者の募集方法

- (1) 国体関連グッズ販売等、実行委員会が必要と認める売店については、実行委員会から関係機関等に依頼し、出店者を募集する。
- (2) 前号に定める売店以外の出店者の募集については、実行委員会において『出店者募集要項』を制定し、当該要項に基づき出店者を公募する。
- (3) 実行委員会は、出店の募集に際し、出店を申請する者又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。

- 10 出店者の選定及び出店許可証の交付
  - (1) 実行委員会は、本要項に基づき、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認めた者を出店者として選定する。
  - (2)公募による出店応募者数が募集数を超えた時は、実行委員会による抽選により選定する。
  - (3) 出店者として選定された者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に 出店料を振込むこととする。なお、振込み手数料は、出店者が負担する。
  - (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
  - (5) 実行委員会は、出店者として選定された者が出店料を納入した場合に限り、出店を許可するものとし、許可された者に対して出店許可証を交付するものとする。
  - (6) 実行委員会は、出店者として選定された者に出店を許可しない時は、その旨を文書にて通知するものとする。

#### 11 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店の出店許可を取り消す ことができる。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求す ることはできないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 出店者が保健所からの指示に従わないとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理等において不適当と認めたとき。

#### 12 管理責任

売店における販売品目及び販売備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

#### 13 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理・加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認め

たアルコール飲料はこの限りではない。

- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 指定された目的や指定場所以外での火気を使用すること。
- (9) その他、競技会運営に支障があるような行為をすること。

#### 14 遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店頭の見やすい位置に、出店許可証を掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で適正に搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を 明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出等に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車証を 掲示すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、競技会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7)服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用し、接客にあたっては、 おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 従業員は、実行委員会が別途交付する I Dカードを着用すること。
- (9)飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健 所の指導に従うこと。
- (10) 飲食物の販売にあたっては、容器・空きびん・空き缶等のゴミ分別について、実 行委員会の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従業員の変更、追加はやむを得ない場合を除き、原則として認めない。
- (13) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に 従うこと。

### 15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、競技会場に売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運

営等に関する事項を監督、指導するものとする。

## 16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

### 17 事故等発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、又は不審者、不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

#### 18 損害賠償

出店者(従業員を含む)は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、 その損害賠償の責任を負うものとする。

#### 19 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予定していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

### 20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

#### 21 その他

この要項に定めるもののほか、売店等の設置運営に必要な事項は、実行委員会が別に定める。

# 22 実施期日

この要項は、平成27年5月18日から施行する。